○厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)

(抄)

(附則第七条関係)

プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律施行令(令和四年政第二十五号)による 厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)の改正

化分科会	略)	名称	表の下欄に掲げるとおりの分科会の所掌事務は、第五条 審議会に、次の表	(所掌事務) (所述の形式の形式の形式の形式の形式の形式の形式の形式の形式の形式の形式の形式の形式の	
させられた事項を処理すること。 関する法律の規定により審議会の権限に属 プラスチックに係る資源循環の促進等にー・ニ (略)	(略)	所 掌 事 務	の下欄に掲げるとおりとする。分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同条「審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これら分科会)	六十号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すが十号)の規定に基づきその権限に属する法律(令和三年法律第番進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)及びプラス推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)及びプラスー条 厚生科学審議会(以下「審議会」という。)は、厚生労(所掌事務)	改正後
// the			第	第	
化分科会 道正	(略)	名 称	表の下欄に掲げまる条 審議会に (分科会)	(所掌事務) 働省設置法第4 推進に関する法 推進に関する法	
(新設)	(略)	所掌事務	表の下欄に掲げるとおりとする。の分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これら(分科会)	づきその権限に属させられた事項を処理する。 推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)の規定に基働省設置法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の一条 厚生科学審議会(以下「審議会」という。)は、厚生労(所掌事務)	現行

(傍線部分は改正部分)